

ぎふ若者定着奨学金返還支援制度 市町村による上乘せ

ぎふ若者定着奨学金返還支援制度では、企業が設定した金額に**加算（上乘せ）**して支援する市町村もあります。
羽島市、下呂市及び郡上市が参加します。

（加算例）企業の設定する支援金額100万円に市町村が50万円を加算する場合
 就職後3年経過時の支援金額は、100万円の1/2（50万円）+ 50万円の1/2（25万円） 合計75万円
 就職後6年経過時の支援金額は、企業設定金額の残額（50万円）+ 市町村加算額の残額（25万円） 合計75万円

（求職者の手続き）

- ・登録申請書（様式第1号）の「市町村の上乗せ支援」欄に必要事項を記載し、登録ください。
 - ・既に登録者である場合は、ぎふ奨学金返還支援ポータルサイトの「お問い合わせ」から登録したい旨、ご連絡ください。
- その後、市町村の審査を経て、改めて認定書を送信します。

参加市町村	上乘せする支援金額				就業地要件	居住地要件		
郡上市	区分	県支援額 (A)	市上乘せ支援金 (B)	支援総額 (A)+(B)	<ul style="list-style-type: none"> ・郡上市内の事業所で就業すること。 ・郡上市内での就業期間の計算については、「ぎふ若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱」第12条第1項の規定に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時点で郡上市内に住民票を有し、居住していること。 		
			大学、大学院、高専 専攻科	150万円			75万円	225万円
			100万円	50万円			150万円	
	60万円	30万円	90万円					
	短大、高専、専修学校専門課程	75万円	37.5万円	112.5万円				
		50万円	25万円	75万円				
		30万円	15万円	45万円				